

第 29 回弟子屈町農業委員会総会議事録

令和 4 年 11 月 29 日 (火)

午前 10 時 00 分～午前 11 時 31 分

○ 出席委員

塩沢 稔宏

新木 栄

元山 義久

岡林 牧人

江上 真一

吉田真利子

鈴木 和幸

小林 武

八幡 健誠

渡邊雄一郎

上西 透

○ 欠席委員

齋木 弥

○ 議 件

議案第 110 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 111 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議案第 112 号 農用地等の利用調整申出について

議案第 113 号 現況証明願いについて

議 長 それでは只今より第 29 回弟子屈町農業委員会総会を開催いたします。まず日程 1、議事録署名委員の指名については、2 番元山委員さん、3 番岡林委員さん、よろしく願いいたします。次、日程 2。会期の決定でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい、異議無し。という事で本日 1 日限りといたします。次日程 3、諸般報告でございますが、本日、齋木委員が所用のため欠席となっております。次日程 4、会務の報告、局長より報告をお願いいたします。

事 務 局 それでは私の方から、会務の報告をさせていただきます。第 28 回農業委員会総会からの会務についてご報告申し上げます。まず整理番号 1 番ですが、10 月 27 日に、第 28 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されており、委員 12 名と事務局で出席しております。続きまして整理番号 2 番ですが、11 月 15 日に、現地調査が、奥春別地区で開催されており、第 2 ブロックの委員さんと事務局とで出席しております。続きまして整理番号 3 番ですが、同じく 11 月 15 日に現地調査が、屈斜路地区で、第 3 ブロックの委員さんと事務局とで実施しております。最後になりますが、整理番号 4 番ですが、11 月 18 日に令和 4 年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会が、釧路町で行われており、委員 8 名と事務局とで参加しております。以上簡単ではございますが、会務報告とさせていただきます。

議 長 はい、ありがとうございます。次日程 5、報告第 60 号。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について。事務局、説明をお願いします。

事 務 局 はい。それではご報告させていただきます。総会資料 2 ページをご覧ください。報告第 60 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について。下記農地について、合意による解約があったので報告する。令和 4 年 11 月 29 日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回は合意解約が 1 件ありましたので、報告させていただきます。

番号 1 番。こちらはその後、議案第 110 号の農用地利用集積計画における整理番号 1 番の所有権移転に関わるものとなっております。所在は、〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公簿地目、現況地目ともに畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。合意解約日は、令和 4 年 11 月 11 日。契約期間は令和 2 年 10 月 27 日から令和 7 年 12 月 31 日までとなっております。

以上、簡単ではございますが、報告第 60 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいま、事務局より説明がございました。何かご質問ございますか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 それでは異議なし、ということで報告第 60 号を報告済みとさせていただきます。次、日程 6、議案第 110 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局説明お願い致します。

事 務 局 それではご説明させていただきます。総会資料 3 ページをご覧ください。議案第 110 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による、農地等の権利設定および移転の許可申請があった下記のものについて、議決を求め。令和 4 年 11 月 29 日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回は 1 件の申請があり、権利種別は所有権の移転となっております。なおこの土地については、先ほど報告第 60 号にて合意解約した旨ご説明した土地と同じとなっております。それではご説明させていただきます。

申請番号 1 番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。公簿現況地目ともに畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人については、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。申請事由については、譲渡人は、譲受人の取得希望により、譲渡する。譲受人は、経営拡大の為、譲渡を受ける、となっております。また契約の種類は売買、土地価格につきましては〇〇〇〇円となっております。申請地の位置図につきましては、4 ページをご参照ください。

農地法第 3 条調査書につきましては、別添資料のとおりとなっております、こちらの資料につきましては 15 ページとなっております。いずれも問題なしと判断しております。以上、議案第 110 号の説明といたします。ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いします。申請番号 1 番について、11 番上西委員さん、報告をお願いします。

上 西 委 員 11 番、上西です。申請番号 1 番についての、現地調査を 11 月 15 日に吉田委員、齋木委員、私と事務局で実施しております。渡邊委員は所用のため、欠席しております。この申請は〇〇〇〇さん所有農地を、〇〇〇〇さんが取得するものであります。この農地は今まで〇〇〇〇氏が管理しておりましたが、隣接地を所有する〇〇〇〇氏が一体地として利用するために取得希望があったことによる申請となっております。農地は管理されており、問題はなしとしております。以上、簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。現地委員さんの報告が終わりました。ここで質疑を受けたいと思います。申請番号 1 番について、何かご質問ございますか。よろしいですか。

元 山 委 員 ちょっと休憩してください。

議 長 休憩いたします。

～休憩～

議 長 それでは再開いたします。議案第 110 号について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい、異議なしという事で、議案第 110 号を決定させていただきます。続きまして日程 7、議案第 111 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局説明をお願いします。

事 務 局 それでは総会資料 5 ページをお開き願います。議案第 111 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた、下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和 4 年 11 月 29 日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回、総会に提案されております、申請につきましては、所有権移転 2 件となっております。順を追ってご説明いたします。整理番号 1 番につきましては、先月開催の第 28 回総会議案第 108 号で北海道農業公社の農用地の買入協議に基づく所有権の移転でございます。整理番号 2 番につきましては、先月開催の第 28 回総会において報告第 59 号で、報告いたしました利用調整結果に伴う案件でございます。

整理番号 1 番、所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 8 筆。公簿、現況地目は畑。面積は、合計で〇〇〇〇平方メートル。譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は牧草畑。売買価格につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては別紙資料 6 から 8 ページをご覧ください。

整理番号 2 番、所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇、ほか 2 筆。公簿地目は畑及び牧場、現況地目は畑。面積は、合計で〇〇〇〇平方メートル。譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は牧草畑。売買価格につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては、9 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書につきましては、16 ページとなっております。以上、雑駁な説明ではありますが、ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。ただいま、整理番号 1 番 2 番の申請が終わりました。現地委員さんの報告については、以前行っておりますので、省略といたします。議案第 111 号、整理番号 1 番、2 番について何かご質問ございますか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしということで、議案題 111 号を報告済みとさせていただきます。次、日程 8。議案第 112 号、農用地等の利用調整申出について。事務局説明をお願いします。

事 務 局 それでは総会資料 10 ページをお開きください。議案第 112 号、農用地等の利用調整申出について、農業経営基盤強化促進法第 15 条の規定に基づき申出のあった下記の農用地等の利用調整について、調整候補者名の選定および調整委員を指名する。令和 4 年 11 月 29 日提出。弟子屈町農業員会会長。今回の申出につきましては、1 件 2 筆の譲渡の申出でございます。

整理番号 1 番、申し出の種類は譲渡でございます。〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 1 筆。公簿、現況ともに畑。面積は〇〇〇〇平方メートル。申出人につきましては、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。希望価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円の希望ですと〇〇〇〇〇〇円としてございます。調整候補者につきましては、申請地から道なり 5 キロメートルとしております。名前を読み上げます。〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の 11 個人および 2 法人としてございます。申出書につきましては、11 ページ。図面につきましては、12 ページに添付してございます。以上、議案第 112 号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。整理番号 1 番については 3 番岡林委員さんをお願いいたします。

岡 林 委 員 3 番岡林です。整理番号 1 番についての現地調査を、11 月 15 日に小林委員、八幡委員、私と事務局で実施しております。新木委員は所用のため欠席しております。申請地は〇〇〇〇氏の所有地です。農地については、今まで〇〇〇〇氏が管理しており、現地確認も行い問題なしと判断しております。また候補者については、申請地より道なり 5 キロメートル以内としております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それではここで調整候補者の指名という事で、申請地より道なり 5 キロメートルということで 11 個人 2 法人でよろしいですか。

〇 〇 委 員 はい。

議 長 はい、〇〇委員さん。

〇 〇 委 員 私、調整候補者から辞退させていただきます。

議 長 ○○委員さんが調整候補者から辞退するというので、10 個人 2 法人としてよろしいでしょうか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 それでは、調整候補者は、10 個人 2 法人といたします。次、調整委員の指名については、局長よりお願いいたします。

事 務 局 整理番号 1 番の調整委員の任命につきましては、第 2 ブロックの委員、新木委員、小林委員、八幡委員、岡林委員の 4 名でお願いします。

議 長 調整委員の指名については、第 2 ブロックの農業委員さんということでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 それでは、よろしくお願いいたします。それでは、議案第 112 号を決定させていただきます。次日程 9、議案第 113 号、現況証明願いについて。事務局説明お願い致します。

事 務 局 総会資料 13 ページをご参照ください。議案第 113 号、現況証明願いについて。農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の現況証明願いについて議決を求め。令和 4 年 11 月 29 日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回は 1 件の申請がありましたのでご説明させていただきます。

申請番号 1 番、所在、○○○○○○○○ほか 1 筆の計 2 筆。公簿地目は畑、面積は合計で○○○○平方メートル、判定地目は 2 筆とも農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地となっております。所有者、願出人はともに○○○○○○○○、○○○○氏。図面につきましては 14 ページをご参照ください。

以上簡単ではございますが、議案第 113 号の説明とさせていただきます。ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、現地委員さんの報告をお願いします。申請番号 1 番については、2 番元山委員さんよろしくお願いいたします。

元 山 委 員 2 番、元山です。申請番号 1 番の現地調査を、10 月 11 日の農地パトロールの際に塩沢会長、江上委員、鈴木委員、私と事務局で実施しております。こちらの所有者は○○○○氏ほか 4 名の共有名義となっております。申請地を確認したところ、農地としての利用が困難な土地であり問題なしと判断しております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますので、よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。それではここで質疑を受けたいと思います。申請番号1番について何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

上西委員 ちょっと聞いてもいいですか。

議 長 はい、上西委員。

上西委員 この土地はどのくらいの期間、使っていないのですか。

元山委員 現地を確認したところ、総会資料の図面上における白い部分ですとか、一部農地としては利用していますが、山の所が急斜面で自然林になっていたり、全面積が農地とはなっていないくて、耕作に都合のいい場所だけを農地にしています。だから、仮に伐根したとしても数十年利用していないので、雑木が生えていて使用不可能であり、原野化しているので、農地ではないと判断しました。

上西委員 畑の部分も相当使われていないのですか。

元山委員 私の記憶ですと昭和40年くらいの開墾くらいまで伐根して利用していたと思います。それ以降はほとんど使われていないようです。本当にいい所だけ使っているような状況です。

上西委員 少しですね。分かりました。

議 長 他に何かご質問ございますか。よろしいですか。

元山委員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで議案第113号を決定とさせていただきます。それではその他、皆さんの方からなにかございますか。よろしいですか。それでは、本日程1から日程9まで、それぞれ議決させていただきました。これにて第29回弟子屈町農業委員会総会を終了させていただきます。ご苦労様でした。

午前10時31分
以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 元山 義久

議事録署名委員 岡林 牧人